

排水設備指定工事店指定申請（新規・更新）必要書類一覧

- 下水道排水設備指定工事店指定申請書（新規・更新）（第1号様式）
- 申請者（法人の場合は代表者）の瀬戸市下水道条例第6条の2第1項第4号ア及びイに該当しないことを誓約する書類 ※1
- 申請者（法人の場合は代表者）の住民票の写し
- 申請者（法人の場合は代表者）の経歴書
- 当該法人の登記事項証明書の写し（法人の場合）
- 営業所の事業証明書（本社と異なる場合）※2
- 定款の写し（法人の場合）・・・原本証明が必要です。
- 営業所の平面図及び付近見取り図（第2号様式）
- 営業所までの案内図
- 営業所の写真（外観、事務風景、器材、機械など）
- 専属責任技術者名簿（第3号様式）
- 愛知県排水設備工事責任技術者試験合格証の写しまたは愛知県排水設備工事責任技術者更新講習修了証の写し（新規時のみ）
- 専属責任技術者の排水設備工事責任技術者証の写し（更新時のみ）
- 専属責任技術者の健康保険証の写し（会社名のわかるもの）または雇用保険通知書の写し
- 工事の施工に必要な設備及び器材等を有していることを証する書類（設備・器材調書）
- 県税の納税証明書（個人の場合は個人事業税、法人の場合は法人事業税・法人県民税）
- 市税の納税証明書（個人の場合は市民（住民）税、法人の場合は法人市民（住民）税）
- 従業員名簿
- 工事实績簿（前年1年間程度）
- 下水道排水設備指定工事店証（更新時のみ）

※1 瀬戸市下水道条例第6条の2第1項第4号

ア 工事業者（法人にあつては、その代表者）が精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合

イ 工事業者（法人にあつては、その代表者）が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない場合

※2 営業所のある市町村の役所、役場で取得してください。